

---

## 第10章 環境対策の推進

---

|     |                    |     |
|-----|--------------------|-----|
| 第1節 | 環境マネジメントシステム       | 123 |
| 第2節 | 主な取組               | 123 |
| 1   | 環境にやさしい施設の整備・物品の調達 | 123 |
| 2   | 環境取組の情報発信          | 124 |
| 3   | TOPPOを活用した環境啓発     | 124 |
| 4   | 節電の取組              | 124 |

## 第1節 環境マネジメントシステム

交通局では、平成12年度から環境マネジメントシステム（EMS：Environment Management System）を取り入れている。

環境方針に基づいて毎年度、環境目標を設定し（plan）、目標の達成に努め（do）、その結果を検証して（check）、次年度の目標に反映させる（action）ことで、環境に配慮した事業運営を行っている。

環境方針の基本理念の下、交通事業者としての社会的役割を認識し、事業における環境への負荷を可能な限り低減するなど積極的に取り組んでいる。

### 【東京都交通局環境方針】

#### 基本理念

東京都交通局は環境に配慮した事業運営を行い、環境にやさしい公共交通の利用促進及び活性化を目指します。

都営交通は、東京の都市生活、都市活動を支える基盤的都市施設として、東京の公共交通の重要な一翼を担っています。交通事業者として、その重要性を認識し、事業における環境への負荷を可能な限り低減するなど、積極的に行動します。

また、地下鉄、バス、都電などは交通機関のなかで環境にやさしいのりものであることから、東京都の交通需要マネジメント（TDM）施策に協力し、公共交通への誘導並びに交通ネットワーク整備・拡充による公共交通の利用促進及び活性化を目指します。

#### 基本方針

- （1）環境関連の法規制等を遵守し、資源・エネルギーの適正管理を行い、環境の保全に努めます。
- （2）環境目的及び環境目標を設定し、その達成に努めます。そして、実施状況を定期的に調査、見直すとともに継続的改善及び汚染の予防に努めます。

（3）環境改善に主体的に行動できるよう、職員の育成を図ります。

（4）環境にやさしい公共交通の利用を呼びかけていきます。

## 第2節 主な取組

### 1 環境にやさしい施設の整備・物品の調達

地球温暖化対策として、局施設の整備に当たっては、照明のLED化や高効率なエスカレーター等を導入し、省エネルギー化を図ることで、CO<sub>2</sub>排出量を削減するなど、環境に配慮した施設の整備を行っている。

また、車両についても、電力回生システムの導入やエネルギー効率の高いVVVF制御装置を都営地下鉄、東京さくらトラム（都電荒川線）及び日暮里・舎人ライナーの全車両に導入している。



【照明のLED化・エスカレーターの改修・更新】

さらに、品川自動車営業所において、太陽光及び大気からの熱をブロックするとともに、放射冷却の原理により宇宙に熱を逃がす、放射冷却素材の実証実験を行った。営業所屋上に、放射冷却素材を用いた防水シートを施工し、建物の温度上昇を抑えることで営業所の電力を削減できるか検証した。

令和元年度、東京都において策定された「都庁プラスチック削減方針」や「グリーン購入ガイドライン」の改定を受け、交通局では、物品調達におけるワンウェイプ

プラスチックの削減等を推進するため、「交通局プラスチック削減方針（以下「方針」という。）」を令和元年8月8日に策定し、環境に配慮した取組を進めている。

局独自の取組として、この方針では、これまでノベルティの個別包装に使用していたプラスチック製の袋（OPP袋）の原則使用禁止などを掲げている。

なお、品質や衛生面といった観点から個別の包装が必要なノベルティを配布する場合は、紙袋による個包装で代替するなどの工夫を行っている。



【紙袋（左）によるノベルティの個包装の例】

2 環境取組の情報発信

ポスターやホームページなどを通じて、交通局の環境取組について、お客様へ情報を発信している。



【ポスター】

3 T o K o P oを活用した環境啓発

イベントに参加された方へのT o K o P o ボーナスポイントの付与、環境月間における、東京都環境局と連

携したT o K o P oエコボーナスキャンペーンの実施など、環境にやさしい都営交通の利用を促進している（令和2年度、令和3年度及び令和4年度は中止）。

4 節電の取組

交通局では、H T T < H 減らす T 創る T 蓄める>の取組として、平常時においては、駅構内、バス営業所等の一部照明の消灯等に取り組んでいるほか、電力需給ひっ迫警報又は電力ひっ迫注意報発令時には、お客様へのサービスを著しく損なわない程度で、段階的に節電対応を強化することとしている。

| 内容                 | 節電対策<br>(平常時)                | 電力需給ひっ迫<br>注意報発令時 | 電力需給ひっ迫警報発令時  |                         |
|--------------------|------------------------------|-------------------|---------------|-------------------------|
|                    |                              |                   | 第1段階          | 第2段階                    |
| 駅の照明               | 一部消灯【駅コンコース部分約2割】            |                   |               |                         |
| バス営業所<br>庁舎        | 照明の一部消灯等（執務室の一部、廊下照明の半分消灯など） |                   |               |                         |
| トイレのハンド<br>ドライヤーなど | 終日停止                         |                   |               |                         |
| 駅の券売機              |                              | 一部停止              | 停止台数を順次拡大     |                         |
| トンネル内の<br>換気設備     |                              |                   | 一時停止（最大3時間/日） |                         |
| 駅の冷房               |                              |                   |               | 約5割の駅で一時停止<br>（最大2時間/日） |
| エスカレーター            |                              |                   |               | 複数台ある箇所で<br>一部停止        |

【令和7年度夏季の節電の取組】